



2023年12月22日

各 位

会社名 日本テレホン株式会社
代表者名 代表取締役社長 COO
有馬 知英
(東証スタンダード：9425)
問合せ先 経営企画課 課長代理
武本 遼祐
電話番号 03-6230-9388
U R L <https://www.n-tel.co.jp/>

商号の変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商号の変更および定款の一部変更について 2024 年 1 月 30 日開催予定の第 36 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 商号変更について

(1) 変更の理由

2023 年 7 月 28 日付「商号変更に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社の目指すべき姿を明確にするため、コーポレート・アイデンティティの見直しを実施し、併せて商号を変更するものです。

(2) 新商号

ReYuu Japan 株式会社 (英文表記: ReYuu Japan Inc.)

「ReYuu」は、「①『リユウ』スの輪を広げる、②選ばれる『理由』がある、③『Re (何度も)』 + 『Yuu (結う=繋げる)』」という想いを込めたものです。

(3) 変更予定日

2024 年 2 月 1 日

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

- ① 商号の変更に伴い、現行定款第 1 条 (商号) を変更するものであります。
- ② 当社の今後の事業展開および事業内容拡大に備えるため、現行定款第 2 条 (目的) に事業目的を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。
- ③ 柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第 14 条 (招集権者および議長) を変更するものであります。
- ④ 柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第 23 条 (取締役会の招集権者および議長) を変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (商号) 当社は、<u>日本テレホン株式会社</u>と称し、 英文では、<u>NIPPON TELEPHONE INC.</u>と表示 する。</p>	<p>第1条 (商号) 当社は、<u>ReYuu Japan 株式会社</u>と称し、 英文では、<u>ReYuu Japan Inc.</u>と表示する。</p>
<p>第2条 (条文省略) 1. ~13. (条文省略)</p> <p>14. <u>上記各号に附帯する一切の事業</u></p>	<p><u>附則</u> <u>(商号変更の効力発生)</u> <u>定款第1条 (商号) の変更は、2024年2月1日に効力を生じるものとする。なお、本附則は、定款第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。</u></p>
<p>第3条~第13条 (条文省略)</p> <p>第14条 (招集権者および議長) 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、 議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>第2条 (現行どおり) 1. ~13. (現行どおり) 14. <u>通信機器およびコンピューターソフトウェアの利用に関するコンサルティング</u> 15. <u>上記各号に附帯する一切の事業</u></p> <p>第3条~第13条 (現行どおり)</p> <p>第14条 (招集権者および議長) 株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、 議長となる。<u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>第15条~第22条 (条文省略)</p> <p>第23条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>第15条~第22条 (現行どおり)</p> <p>第23条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。<u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>代表取締役に事故があるときは、取締役会において指名する取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>第24条~第46条 (条文省略)</p>	<p>第24条~第46条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	2024年1月30日
定款変更の効力発生日 (予定)	2024年1月30日

以上